

平成24年10月2日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 3件
(うちガスこんろ(都市ガス用)1件、ガスこんろ(LPガス用)2件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 3件
(うち電気洗濯乾燥機1件、ウォータークーラー(冷温水兼用型)1件、
食器洗い乾燥機1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 10件
(うち空気清浄機1件、携帯電話機1件、
DVDプレーヤー(ビデオ一体型)1件、自転車1件、
エアコン(室外機)1件、電気ケトル1件、介護ベッド用手すり1件、
電気洗濯機1件、電動車いす(ハンドル形)1件、エアコン1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故情報検討会及び第三者委員会合同会議(※)において、審議を予定している案件
該当案件無し

1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

(1) 介護ベッド用手すりについて（管理番号A201200479）

【消費者への注意喚起】

当該製品をベッドサイドに2本設置して使用していたところ、使用者（80歳代）の首が、2本設置したすき間にのった状態で発見され、死亡が確認されました。当該すき間を埋める簡易部品が適正に使用されていなかった状況を含め、当該事故の原因は、現在、調査中です。

介護ベッド用手すり（ベッドサイドレール）の使用に際しては、本件事故のように、ベッド片側に2本使用する場合、すき間が生じ、そのすき間に頭部などが入り込んだ場合、死亡や重傷などの重大な事故が発生するおそれがあります。現在、入り込みを防止する安全対策として、上部のすき間を埋める簡易部品（樹脂製）が、事業者により供給されております。ベッドサイドレールをベッド片側に2本使用している場合などは、事業者にご連絡いただき、簡易部品を取り寄せ、必ずベッドサイドレールに装着するようにしてください。

本件事故では、事業者（パラマウントベッド株式会社）が請求に応じて無償で配布している簡易部品について、当該製品に設置されていましたが、レンタル事業者からの説明が不十分で、適正に使用されていませんでした。

介護ベッド用手すりの使用に際しては、本件事故のほかにベッドサイドレールとヘッドボード（フットボード）のすき間に頭等が入る事故やベッドサイドレールの中のすき間に頭、腕や足が入る事故も発生しています。

平成21年3月には、介護ベッドの日本工業規格（JIS）が改正され、頭・首の挟み込み事故を防ぐためのすき間の基準強化が図られています。重大な被害に至る事故の発生を防止し、安全を確保するために、必ず簡易部品を使用するか、挟み込み・入り込みが起きにくいように改正されたJISに対応した製品に変更してください。

介護ベッド用手すりを使用する方々及び使用者を介護する方々には、取扱説明書、製品の注意表示、製造事業者及び業界団体のホームページ、チラシなどに記載されている注意事項を今一度、御確認いただき、製品に関するリスクを認識し、正しく使用してください。

製品の使用の際に、不具合や不安等がある場合には、製造事業者、販売事業者又は最寄りの消費生活センターや消費者ホットライン（0570-064-370）等に速やかに御連絡・御相談ください。

日本福祉用具・生活支援用具協会及び医療・介護ベッド安全普及協議会においては介護ベッドのサイドレール・手すり等による事故等についての注意喚起の呼び掛けを行っておりますので御覧ください。

また、平成24年6月6日付で、経済産業省及び厚生労働省は、全国の都道府県等の関係部局に対して「介護ベッド用手すりによる製品事故未然防止のための点検」依頼を行っております。

（経済産業省のホームページ）

URL：<http://www.meti.go.jp/press/2012/06/20120606003/20120606003.html>

（厚生労働省のホームページ）

URL：<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002cv6c.html>

(日本福祉用具・生活支援用具協会のホームページ)

URL : <http://www.jaspa.gr.jp/>

(医療・介護ベッド安全普及協議会のホームページ)

URL : <http://www.bed-anzen.org/>

医療・介護ベッド安全点検チェック表

医療・介護ベッドを安全にお使いいただくために

近年、医療・介護ベッドのサイドレールやベッド用グリップによる**死亡事故等**が報告されています。事故の多くは利用者の首や手足がサイドレール等のすき間や、内部の空間に入り込んだことによるものです。これらの事故の多くは、利用者の身体状況や使用状況によると思われるものであり、危険な部分があるかどうかの確認と正しい使い方によって未然に防ぐことができます。

このたび「医療・介護ベッド安全普及協議会」では、サイドレール等による事故を未然防止していただくために、「**医療・介護ベッド安全点検チェック表**」を作成いたしました。医療・介護ベッドでサイドレール等をご利用の際には、このチェック表で点検項目を確認し、必要に応じて対応を行ってください。

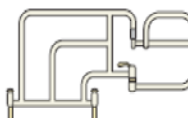
また、事故事例とその対応策を紹介した動画「**医療・介護ベッドに潜む危険**」もホームページで見ることができますので、合わせてご利用下さい。

サイドレール



サイドレールは、ベッドで寝ている人の転落や寝具の落下を予防するための製品です。

ベッド用グリップ



ベッド用グリップは、ベッド上での起き上がりやベッドからの落ちつきなどの動作を補助するための製品です。

- ・すき間を埋める対応品（スペーサー、サイドレールカバー等）のご利用は、各メーカーにお問合せください。
- ・製品事故の未然防止のため、安全対策が強化された2009年改正の新JIS規格が要求する寸法を満たす製品を使用すること一つの方法です。

特にご注意ください方

- ・発作、病状、症状などにより、自分の体を支えられずサイドレール等に倒れ込む可能性のある方
- ・自力で危険な状態から回避することができないと思われる方
- ・認知機能障害などにより、ベッド上で予測できない行動をとると思われる方
- ・片マヒなどの障害などにより、体位を自分で保持できない方

留意事項

挟み込み事故予防の観点から、ベッドの利用開始前に、ベッドやサイドレール等におけるすき間を確認し、**ベッド利用者の心身の状態や、利用環境から、挟み込み事故の危険性がある場合は、以下の対応を行ってください。**

- ・クッション材や毛布などですき間を埋める
- ・すき間を埋める対応品を使用する（対応品の内容については各メーカーにご相談ください）
- ・サイドレール等の全体をカバーや毛布で覆う
- ・危険な状態になっていないか、定期的にベッド利用者の目視確認を行う

●製品や対応品に関するお問合せは、各メーカーをお願いします。

協議会会員	お問い合わせ先	ホームページ
アイシン精機株式会社	0566-24-8882	http://www.aisin.co.jp/product/welfare/index.html
シーホネンス株式会社	0120-20-1001	http://www.seahonence.co.jp/
パラマウントベッド株式会社	0120-36-4803	http://www.paramount.co.jp/
株式会社プラッツ	0120-77-3433	http://www.platz-ltd.co.jp/
フランスベッド株式会社	0120-39-2824	http://www.francebed.co.jp/
株式会社モルテン	03-3625-8510	http://www.molten.co.jp/health
株式会社ランダルコーポレーション	048-475-3662	http://www.lundal.co.jp

S 医療・介護ベッド安全普及協議会 【ホームページ】<http://www.bed-anzen.org> 【お問い合わせ先】03-3648-5510
ホームページではベッドを正しく安全にご利用いただくための「動画」や「パンフレット」を掲載しています。









医療・介護ベッド安全点検チェック表

氏名 _____

記入日: 年 月 日

チェック項目

※チェック項目ごとに危険がないか確認し、必要に応じて対応を行ってください。
 ※チェック項目が該当しない、もしくは対応したら☑を入れてください。

チェック項目	事事故事例と対応方法例	チェック欄
<p>①ボードとサイドレール等の間に首を挟み込みそうなすき間はありませんか？ (首の挟み込みに対して、より安全であるためのすき間寸法の目安は、直径6cmの物が入り込まないこと、もしくは23.5cm以上です。)</p> 	<p>《事事故事例》 無理な体勢でベッドの下にある物を取ろうとした時に、ヘッドボードとサイドレールのすき間に首を挟み込んでしまった。</p> <p>《対応方法例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ベッド周りを整理整頓し、利用者が身を乗り出さないように配慮しましょう。 ●ボードとサイドレール等のすき間をクッション材や毛布等を入れて埋めましょう。 ●新JIS規格が要求する寸法を満たすサイドレール等に交換しましょう。 	<input type="checkbox"/>  <p>クッション垫</p>
<p>②サイドレールとサイドレール等の間に首を挟み込みそうなすき間はありませんか？ (首の挟み込みに対して、より安全であるためのすき間寸法の目安は、直径6cmの物が入り込まないこと、もしくは23.5cm以上です。)</p> 	<p>《事事故事例》 ベッドの背中を上げた状態で、目を離している間に利用者がバランスを崩し、2本のサイドレールのすき間に首を挟み込んでしまった。</p> <p>《対応方法例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●利用者から目を離す際は、ベッドの背中を必ずフラットに戻しましょう。 ●すき間を埋める対応品を利用しましょう。 ●新JIS規格が要求する寸法を満たすサイドレール等に交換しましょう。 	<input type="checkbox"/>  <p>スペーサー</p>
<p>③サイドレール等に頭を閉じ込みそうな空間はありませんか？ (頭の閉じ込みに対して、より安全であるための目安は、直径12cmの物が通らないことです。)</p> 	<p>《事事故事例》 ベッドから起き上がる際にバランスを崩し、サイドレール内の空間に頭が入り込んでしまった。</p> <p>《対応方法例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●カバーで覆われたサイドレール等や後付けカバーを必要に応じて利用しましょう。 ●すき間が小さく、より安全なサイドレール等に交換しましょう。 	<input type="checkbox"/>  <p>サイドレールカバー</p>
<p>④利用者の状態を確認しながら、ベッドの操作を行っていますか？</p> 	<p>《事事故事例》 利用者の手や足がサイドレールの中に入っている状態で、介護する方がベッド操作をし、手や足を挟んでしまった。</p> <p>《対応方法例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ベッドを操作する前と、操作中最低1度は動作を止めて利用者の状態を確認しましょう。(※看護・介護する方が立っている場所と反対側は、布団などの死角となり特に注意が必要です。) ●カバーで覆われたサイドレール等や後付けカバーを必要に応じて利用しましょう。 	<input type="checkbox"/>  <p>サイドレールカバー</p>

※すき間を埋める対応品、カバーで覆われたサイドレール等や後付けカバーは各メーカーにお問い合わせ下さい。

※経済産業省及び厚生労働省の「介護ベッド用手すりによる製品事故未然防止のための点検」より抜粋

(本発表資料の問合せ先)

消費者庁消費者安全課

(製品事故情報担当)

担 当 : 大木、長井、川船^{かわふね}

電 話 : 03-3507-9204 (直通)

F A X : 03-3507-9290

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201200468	平成24年9月14日	平成24年9月27日	ガスこんろ(都市ガス用)	IC-S301F-1	パロマ工業株式会社 (現 株式会社パロマ)	火災	当該製品で調理中、当該製品の周辺を焼損する火災が発生した。天ぷら油を加熱したまま火を消し忘れた可能性を含め、現在、原因を調査中。	徳島県	
A201200469	平成24年9月22日	平成24年9月27日	ガスこんろ(LPガス用)	IC-M680F	パロマ工業株式会社 (現 株式会社パロマ)	火災 軽傷1名	住宅1棟を全焼する火災が発生し、1名が火傷を負った。現場に当該製品があった。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大分県	
A201200470	平成24年9月20日	平成24年9月27日	ガスこんろ(LPガス用)	IC-N800V-R	株式会社パロマ	火災	住宅1棟を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201200471	平成24年9月2日	平成24年9月27日	電気洗濯乾燥機	AWD-E105ZA	三洋電機株式会社	火災	当該製品を使用中、当該製品から出火する火災が発生し、当該製品を焼損した。現在、原因を調査中。	滋賀県	
A201200476	平成24年9月8日	平成24年9月27日	ウォータークーラー (冷温水兼用型)	不明	株式会社東芝(現 東芝ホームアプライアンス株式会社)	火災	当該製品を使用中、異臭に気付き確認すると、当該製品から出火する火災が発生しており、当該製品を焼損した。現在、原因を調査中。	大分県	
A201200482	平成24年9月16日	平成24年9月28日	食器洗い乾燥機	DW-S2000	三洋電機株式会社	火災	当該製品を使用中、当該製品から発煙し、当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	群馬県	9月27日に消費者安全法の重大事故等として公表済

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201200472	平成24年9月18日	平成24年9月27日	空気清浄機	火災 軽傷1名	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。事故前から異臭がしていた状況、通電状態及び当該製品を分解していた状況も含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	9月27日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201200473	平成24年7月17日	平成24年9月27日	携帯電話機	火災 軽傷1名	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生し、1名が負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	栃木県	事業者が事故を認識したのは、9月24日 7月26日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201200474	平成24年9月15日	平成24年9月27日	DVDプレーヤー(ビデオ一体型)	火災 死亡1名	住宅の一部を焼損する火災が発生し、1名が死亡した。現場に当該製品があった。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	静岡県	
A201200475	平成24年9月1日	平成24年9月27日	自転車	重傷1名	当該製品で未舗装路を通過中、フレームが破損し、転倒、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	宮城県	事業者が事故を認識したのは、9月18日
A201200477	平成24年9月17日	平成24年9月28日	エアコン(室外機)	火災	異音に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。現在、原因を調査中。	奈良県	9月27日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201200478	平成24年8月31日	平成24年9月28日	電気ケトル	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。事故前から不具合があった状態で当該製品をコンセントに接続したままにしていた状況を含め、現在、原因を調査中。	茨城県	事業者が事故を認識したのは、9月18日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201200479	平成24年9月12日	平成24年9月28日	介護ベッド用手すり	死亡1名	当該製品をベッドサイドに2本設置して使用していたところ、使用者(80歳代)の首が、2本設置したすき間にのった状態で発見され、死亡が確認された。当該すき間を埋める簡易部品が適正に使用されていなかった状況を含め、現在、原因を調査中。	長野県	事業者名: パラマウントベッド株式会社 機種・型式: KQ-16 (特記事項を参照) 当該事故は、製品起因か否かが特定できていないものであるが、当該製品の使用者・所有者・管理者に向けて事故の危険性を周知し、簡易部品の装着・使用を着実に促すため事業者名及び機種・型式を公表するもの 平成13年10月から簡易部品を無償配布
A201200481	平成24年9月17日	平成24年9月28日	電気洗濯機	火災	住宅1棟を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福井県	
A201200483	平成24年9月14日	平成24年9月28日	電動車いす(ハンドル形)	死亡1名	当該製品に乗車していた使用者(90歳代)が、当該製品とともに堤防下の海で発見され、死亡が確認された。現在、原因を調査中。	長崎県	
A201200484	平成24年9月13日	平成24年9月28日	エアコン	火災	住宅1棟を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	三重県	製造から10年以上経過した製品

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故情報検討会及び第三者委員会合同会議において審議を予定している案件
該当案件無し

電気洗濯乾燥機（管理番号：A201200471）



食器洗い乾燥機（管理番号：A201200482）

